

訴 状

平成17年4月13日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 川 人 博

当 事 者 当事者目録記載の通り

北朝鮮当局による拉致被害者等認定請求事件（抗告訴訟・義務付けの訴え）

訴訟物の価額 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、訴外古川了子（昭和30年1月1日生）を、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）第2条1項に定める「被害者」と認定せよ
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 本件訴訟の概要

本件訴訟は、行政事件訴訟法第3条、第37条の2「義務付けの訴え」として原告らが被告国に対し、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「拉致被害者支援法」という。）に基づき、訴外古川了子（のりこ）が北朝鮮当局による拉致被害者であることの認定を求めて提訴したものである。

第2 北朝鮮当局による古川了子の拉致

1 当事者等

(1) 訴外古川了子

訴外古川了子（以下「了子」という。）は、1955年（昭和30年）1月1日に出生し、同人の本籍は、千葉県市原市●●●である。

了子は、出生後千葉県市原市●●●にて原告古川朗子（さえこ）らと同居し、1973年（昭和48年）3月に千葉県立●●●学校を卒業し、1973年（昭和48年）7月当時、千葉県市原市所在の●●●経理部に勤務していた。

(2) 原告ら

原告古川朗子は了子の母であり（以下「原告母」という。）、原告竹下珠路は了子の姉である（以下「原告姉」という。）。

2 了子の失踪状況

1973年7月7日土曜日、会社が休日であったので、了子は、昼ころに自宅近くの美容院「あすか美容室」へ行き、午後は千葉市内で原告母と共に浴衣（ゆかた）を買いに行く予定となっていた。

了子は、美容院の予約を7月6日夜に行った。また了子は、以前から原告母に対して「自分のお金で浴衣を買いきたいから、一緒に見て欲しい」と頼んでおり、7月6日が夏季賞与の支給日だったことから、原告母が「7日の午後なら花市場（千葉市内）に行くから、そのときにしましょう」と答えて、7日に買いに行く約束となったものである。

7日当日、原告母は、午前中、自宅から徒歩20分ほどの距離にある、自己の経営する生花店で仕事をし、午後2時半ないし3時ころに了子と京成電鉄千葉駅（現在の京成千葉中央駅）で会うつもりであった。ところが原告母は、了子が行く予定になっていた美容院から、以下のような伝言があったとの連絡を受けた。

すなわち、昼前ころ、了子から美容院に電話があり、「今日の予約は用事ができたので行けなくなった。それから、自分の母親に浴衣を買いに行けなくなったと伝えてください」と言ってきた。了子の電話の後ろが騒がしかったので、「今どこ？」と尋ねたところ、了子は「千葉駅」と答えた、というのである。

美容院より了子の伝言を聞いた原告母は、了子本人からの連絡を待ったものの、同日から了子の消息が一切不明となった。原告母は了子の友人らに尋ねて回ったが、行方は全く分からず、同月9日月曜日、会社の上司と相談して、市原警察署菊間駐在所（当時）に捜索願を提出した。

その後原告らは、ポスターを作成し、電柱はもとより千葉市内の公衆浴場等にも掲

示したり、中学や高校の同窓生に情報提供を呼びかける手紙を出したりした。また、新聞に写真入りで尋ね人欄に掲載したり、当時の日本教育テレビ（テレビ朝日の前身）の朝のワイドショー番組の「蒸発」コーナーに両親が出演するなどして訴えた。しかし、了子の消息は一切つかむことができなかった。

3 北朝鮮当局による拉致と判断する根拠

(1) 自ら失踪したものではないこと

失踪前日に会社から受領した初めての賞与は全く手付かずのまま残されており、預金通帳も自宅に置かれたままであった。了子が失踪当時所持していたのは、財布とハンカチ程度しか入らない、小さな白い布製のポーチ一つだけである。このような客観的事情からして、了子が自ら失踪したとは考えられない。

加えて、了子は勤務先で勤勉に働き、また勤務先においても家庭内においても人間関係等のトラブルは特段なかったことから、自ら失踪すべき動機も一切ない。

(2) 北朝鮮元工作員安明進氏による詳しい目撃証言の存在

失踪から24年が経過した1997年（平成9年）、北朝鮮元工作員安明進（アン・ミョンジン）氏が、「平壤の病院で了子さんにとってもよく似た人を見た」と証言した。そして同氏は、1998年（平成10年）に出版した『北朝鮮拉致工作員』（徳間書店）において、「1991年の8月か9月ころ、平壤市内の通称915病院で入院していた私は、金日成政治軍事大学へ教材の乱数表を取りに行こうとして鉄条網を乗り越えようとしたところ、散歩していた女性に見つかってしまった」と述べ、了子に似た日本人女性について詳細に記述している。

安氏はこの他にも北朝鮮当局による日本人拉致について証言していたところ、2002年（平成14年）9月17日の日朝首脳会談で北朝鮮が拉致の事実を一部認めたことで、安氏の証言の的確さが証明されるに至った。

同年12月、原告姉が韓国を訪問し安氏と面談したところ、安氏は「私（通称915病院で）見た女性は、お姉さんであるあなたに似ています」「自分の見た女性が古川さんであることを（本人がこの場にはいないので）100%とは言えませんが、かなりの確信をもって言えます」と明言した。

(3) 時期・性別・年齢の特徴等

1970年代は、北朝鮮当局による拉致が頻発した年代である。

また、了子の性別・年齢は、拉致対象者となる蓋然性を有している。けだし、北朝鮮当局が拉致した日本人男性などと結婚させるために、若い女性を拉致対象者としてい

たからである。

4 告発及び人権救済の申立

上記のように、了子が北朝鮮当局によって拉致された疑いが極めて濃厚となったことから、原告らは、2004年（平成16年）1月29日、千葉県警察本部に対して、被告発人不詳のまま、了子を国外移送目的をもって略取誘拐したとの被疑事実で告発を行うとともに、同日、日本弁護士連合会に対し、人権救済申立を行った。

日本弁護士連合会は、2005年（平成17年）3月29日、了子の失踪について、北朝鮮当局による拉致の疑いがあり、国民の安全に対する重大な侵害の疑いがある旨認定し、内閣総理大臣・外務大臣に対して「北朝鮮政府に対し、情報提供を求めるなど真相究明に努め」「その所在が確認できたときは、政府間交渉の課題として帰国を強く求め、一日も早く家族全員が一堂に会することができるように努力されたい」等要望し、また警察庁長官に対して「関係都道府県警察に対し、至急捜査を遂げ、その真相を明らかにするよう指揮監督されたい」等要望する旨の要望書を提出した。

5 認定を求める市民の声

原告らは、特定失踪者問題調査会など支援者の協力を得て、これまで日本政府に対して了子を拉致被害者と認定するように要請してきたが、現在に至るも拉致被害者として認定されていない。

2005年（平成17年）3月22日には、「古川了子さんを北朝鮮による拉致被害者として認定し、一日も早く救出してください。」との署名が、計14万8123名分、政府に届けられている。

第3 拉致被害者支援法と「被害者」の認定の実情

1 拉致被害者支援法による国の責務

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」は、平成14年12月11日に公布され、平成15年1月1日に施行された、議員立法による法律である。

拉致被害者支援法は、「北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者」及び「被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかに」し（同法第1条）、

安否が確認されていない拉致被害者等について、安否の確認や帰国・入国のための最大限の努力を行うべき国の責務（第3条1項）や、安否等に関する情報の把握、伝達、相談等

の「きめ細かな対応」に努めるべき国及び地方公共団体の責務（同条4項）を、拉致被害者等が帰国・入国する場合について、必要な施策を講ずること（同条2項）、帰国等に伴う費用を負担すること（第4条）、拉致被害者等給付金・滞在援助金を負担すること（第5条）、生活相談等を行うこと（第6条）、住宅の供給の促進（第7条）、雇用・教育の機会の確保（第8条、第9条）、戸籍に関する手続に係る便宜の供与（第10条）、国民年金の特例（第11条）を、
それぞれ定める。

2 「被害者」の定義

拉致被害者支援法は、第2条において「被害者」を「北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者」と定義づけている。

本件訴訟提起時点において内閣総理大臣（政府）が拉致被害者と認定しているのは10件15名にとどまる。しかし、北朝鮮当局によって拉致された日本国民は15名にとどまらず、実際にはより多数に及んでいる。

本件了子は内閣総理大臣によって「被害者」として認定されていないが、上記第2で詳述した通り、了子は「北朝鮮当局によって拉致された日本国民」であり、同法にいう（安否の確認されていない）「被害者」として、国が安否確認や帰国のための最大限の努力を払い、また情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応を行わなければならない。

したがって、内閣総理大臣は了子を被害者として認定すべきであることは、同法の規定から明らかに認められる（行政事件訴訟法第37条の2第5項）。

3 内閣総理大臣による認定の懈怠

拉致被害者支援法には、「被害者」の認定手続が定められていない。

同法律の施行規則（平成14年12月24日内閣府令第86号）には、同法律第5条1項の規定する拉致被害者等給付金の支給に関して、当事者が申請書を内閣総理大臣に提出して申請し（施行規則第7条1項）、これを受けて内閣総理大臣が支給の要否及び額を決定する（同8条）との手続が定められている。しかし、そもそも拉致被害者等給付金は「帰国被害者等が本邦に永住する場合」を前提としているため、安否すら確認されていない了子について、原告らが拉致被害者等給付金の申請を内閣総理大臣に行うこともできない。

すでに述べたように、了子に関して、法律の定める国の責務、すなわち、

安否確認や帰国のための最大限の努力や、情報の把握・伝達・相談等のきめ細かな対応がなされるべき必要性は著しく高い。

それにもかかわらず、不明瞭な「被害者」認定手続と、認定の申請手続規定の欠如によって、了子および了子の親族である原告らは、その保護の対象から外されているのである。

このような事態は、同法律の第1条に定める目的に反しているのみならず、拉致という著しい人権侵害を放置するものであり、国家が国民の基本的人権を保障すべき日本国憲法の趣旨にも反するものである。

したがって、内閣総理大臣が了子を被害者として認定すべきであるのにこれをしないことは、その裁量権の範囲を超え、裁量権を濫用したものである（行政事件訴訟法第37条の2第5項）。

第4 訴訟要件、原告適格、本案勝訴要件の具備

1 訴訟要件

(1) 重大な損害を生ずるおそれ（行政事件訴訟法第37条の2第1項）

北朝鮮当局は自己の拉致行為を一部認めたが、日本政府がいまだ被害者として認定しない日本人については、北朝鮮当局に支障のある者としてその身体に危険の及ぶ可能性がある。特に了子は北朝鮮元工作員に目撃されていることから、生命・身体に危険の及ぶ危険性は一層高い。

了子は北朝鮮当局に拉致されてから30年以上が経過し、現在すでに50歳となっている。母である原告朗子もすでに88歳の高齢であり、母子の対面の日を一日も早く実現させなければならない。

したがって、被告が了子を被害者として認定しないことにより、了子及び了子の親族である原告らに重大な損害が生ずることは明らかである。

(2) 損害を避けるため他に適当な方法がない（同条同項）

了子は、日本国の主権の及ばない北朝鮮国内へ拉致されている。

したがって、内閣総理大臣が了子を被害者として認定し、外交手段を通して了子の安否確認・救出をする以外に、了子の生命・身体への危険を避ける方法は存しない。

(3) 以上より本件訴訟は、行政事件訴訟法上の訴訟要件を満たしている。

2 原告適格

拉致被害者支援法は、第2条第1項で「被害者の家族」として被害者の父母、兄弟姉妹等を挙げており、本件原告母および原告姉は、同法の「被害者の家族」に該当する。

また、同法第3条第4項で「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする」と規定されているから、「被害者の家族」たる本件原告母及び原告姉が、行政事件訴訟法第37条の2第3項の「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者」であることは明白である。

3 本案勝訴要件

前記第4で述べたとおり、本件においては、行政事件訴訟法第37条の2第5項に定める「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ」る。

また、同条同項に定める「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」にも該当する。

第5 結語

よって、原告らは被告に対し、請求の趣旨記載の通りの判決を求める。

添付書類

- | | |
|--------|----|
| 1 戸籍謄本 | 2通 |
| 2 委任状 | 1通 |

当事者目録

〒264-●●●● 千葉県千葉市●●●●
原告 古川 朗 子
同 所
同 竹 下 珠 路

〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目27番17号
ICNビル4階 川人法律事務所 (送達場所)
原告ら訴訟代理人
弁護士 川 人 博
同 山 下 敏 雅
TEL 03-3813-6901
FAX 03-3813-6902

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目4番地
小山ビル6階 斎藤・小笠原法律事務所
弁護士 斎 藤 健 兒
TEL 03-3253-8138
FAX 03-3253-8289

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2丁目1番7号
日本地所第7ビル3階 二瓶総合法律事務所
弁護士 二 瓶 和 敏
同 今 給 黎 泰 弘
同 冨 坂 幸 代
TEL 03-3293-2651
FAX 03-3293-2679

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西17丁目1番2号
リレント大通ビル 藤野法律事務所
弁護士 藤 野 義 昭
TEL 011-622-7191
FAX 011-622-7192

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目14番10号
KOA 新宿ビル 木村晋介法律事務所
弁護士 木村晋介
同 今井秀智
TEL 03-3352-2521
FAX 03-3352-2557

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目18番地
高山ビル4階 都民総合法律事務所
弁護士 土田庄一
TEL 03-3357-0277
FAX 03-3357-0297

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4丁目9番5号
スギタビル 南北法律事務所
弁護士 原田敬三
TEL 03-3511-5748
FAX 03-3511-5784

〒242-0021 神奈川県大和市中心2丁目1番15号
パークロード大和ビル2階 大和法律事務所
弁護士 滝本太郎
TEL 046-263-0130
FAX 046-263-0375

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目10番16号
シグマ銀座ファースト6階 榮枝総合法律事務所
弁護士 榮枝明典
TEL 03-3546-8101
FAX 03-3546-7700

〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目28番地
あじせんビル7階 埼玉中央法律事務所
弁護士 山本政道
TEL 048-645-2026
FAX 048-643-5793

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20番7号

フォワードビル5階 甲斐の杜法律事務所
弁護士 小 笠 原 忠 彦
TEL 055-235-9880
FAX 055-235-9882

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目9番14号
銀座ビル4階 クレセント法律事務所
弁護士 嶋 田 貴 文
TEL 03-3563-0926
FAX 03-3564-1803

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3丁目13番1号
KS15ビル7階 東京東部法律事務所
弁護士 中 西 一 裕
TEL 03-3634-5311
FAX 03-3634-5315

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目19番6号
ISビル205号室 長谷川法律事務所
弁護士 長 谷 川 正 浩
TEL 03-3352-4554
FAX 03-3352-8725

〒650-0025 兵庫県神戸市中央区相生町1丁目2番1号
東成ビル4階 あいおい法律事務所
弁護士 藤 原 精 吾
TEL 078-371-2060
FAX 078-371-2032

〒640-8117 和歌山県和歌山市南細工町12番地
玉置・石倉法律事務所
弁護士 玉 置 健
TEL 073-436-1520
FAX 073-436-3087

〒432-8023 静岡県浜松市鴨江4丁目10番1号
エス・ワイビノレ4-C 片桐一成法律事務所
弁護士 片 桐 一 成

05年04月13日 ■古川拉致認定訴訟・訴状

TEL 053-454-4191

FAX 053-454-4373

〒683-0067 鳥取県米子市東町296番地

安田法律事務所

弁護士 安 田 壽 朗

TEL 0859-33-1019

FAX 0859-34-0029

〒750-0009 山口県下関市上田中町4-6-12

下田法律事務所

弁護士 下 田 泰

TEL 0832-23-5322

FAX 0832-23-6005

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 南 野 知 恵 子